

**袖ヶ浦市業務継続計画**  
**【震災編】**



**平成26年3月**  
**袖ヶ浦市**

## 【目次】

第1章 基本的事項 .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の基本方針 .....	2
3 計画の構成 .....	2
4 地域防災計画との関係 .....	2
5 計画の適用範囲 .....	3
6 発動・解除 .....	3
7 計画の推進及び見直し .....	4
第2章 事態想定 .....	5
1 想定する地震 .....	5
2 市域の被害想定 .....	5
3 震度6強の被害イメージ .....	6
第3章 必要資源の現状・課題と対応 .....	8
1 人員体制 .....	8
2 庁舎 .....	10
3 キャビネット・事務機器 .....	11
4 電力 .....	12
5 飲料水・食糧 .....	13
6 トイレ・手洗い .....	13
7 消耗品等 .....	14
8 通信設備① .....	15
9 通信設備② .....	15
10 情報システム .....	16
11 エレベータ .....	17
12 公用車両 .....	17

第4章 業務の絞り込み .....	19
1 業務の絞り込みの方針 .....	19
2 柔軟な運用 .....	19
第5章 本市における非常時優先業務 .....	20
1 定義 .....	20
2 選定方法 .....	20
3 選定結果 .....	20
別表 非常時優先業務一覧 .....	21

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の目的

大規模な地震災害が発生した際、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を有している。

これらの災害対応業務や市民生活等に必要な通常業務が的確に行われられない場合、地震災害による被害が拡大するとともに、市民の生活等に支障が生じる可能性がある。

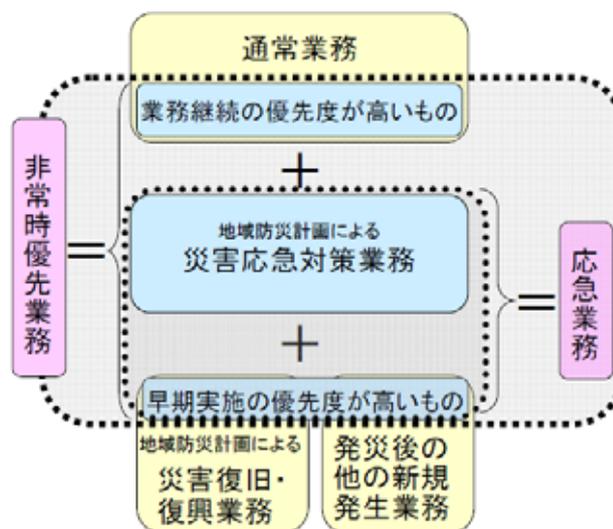
また、過去の大震災では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられるところであり、首都直下地震等の発生時には市自身も被災し、職員、物資、ライフライン等に制約を受ける可能性が高い。

袖ヶ浦市業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）は、大規模な地震災害の発生により市職員および庁舎等施設や設備、ライフラインにも被害が及び、市役所機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務という」）を特定し、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分等について必要な措置を講じることにより、災害発生時であっても円滑に業務を遂行し、行政機能の早期復旧のための事前対策として策定するものである。

#### 【非常時優先業務とは】

大規模な地震災害時であっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある。これが非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



(出典：内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」)

## 2 計画の基本方針

災害発生時において、市の行政機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むこととする。

基本方針①	市民の生命、財産を保護するため、災害応急対策業務に万全を尽くす。
基本方針②	市民生活への支障を最小限にするため、優先度の高い通常業務を継続する。
基本方針③	資源を非常時優先業務に配分するため、優先度の低い通常業務は積極的に休止・抑制する。

## 3 計画の構成

- 第1章 基本的事項
- 第2章 事態想定
- 第3章 必要資源の現状・課題と対応
- 第4章 業務の絞り込み
- 第5章 本市における非常時優先業務
- 別表 非常時優先業務一覧

## 4 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、袖ヶ浦市防災会議が作成する計画であって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、市自身が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておき、地域防災計画の実効性を確保することを目的とするものである。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、次表のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。

行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する。

## 5 計画の適用範囲

本計画は、市の業務継続について定めるものであり、適用範囲は市の業務とする。

なお、市が業務を委託している事業者や指定管理者等に対しては、委託している非常時優先業務の実施や、独自に業務継続計画を策定することなどを所管課から協力依頼や要請を行うものとする。

## 6 発動・解除

### (1) 発動要件

大規模な地震の発生により、市災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

### (2) 発動権限者

市災害対策本部長（市長）（以下「市本部長」という。）とする。

なお、市本部長に事故があるとき、または市本部長が欠けたときは、袖ヶ浦市災害対策本部条例の規定による代理者である災害対策副本部長（副市長）を発動権限者とする。

### (3) 事務局

総務部危機管理課が事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

### (4) 解除

市本部長は、本市における全ての通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

## 7 計画の推進及び見直し

### (1) 業務継続体制の継続的な整備及び改善

災害発生時の被災状況は様々であり、業務継続体制を最初から完全に構築することは困難であることから、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとする。

### (2) 各課等における取り組みの推進

各課等においては、災害発生時の状況を想定し、職員の意識向上、非常時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図るものとする。

なお、「第3章 必要資源の現状・課題と対応」のハード面については、市役所本庁舎を中心として整理しているが、他の施設及び情報システムについても、所管の各課等において震災対策等を検討するものとする。

また、本計画に定めがない事項についても、各課等において業務継続のために必要があると認める事項については、本計画の趣旨を踏まえ、改善に努めるものとする。

### (3) 計画の見直し

計画の推進の過程において課題が新たに判明した場合等であって、本計画の修正が必要であるときは、適宜見直しを行い、本計画についても継続的な改善を図るものとする。

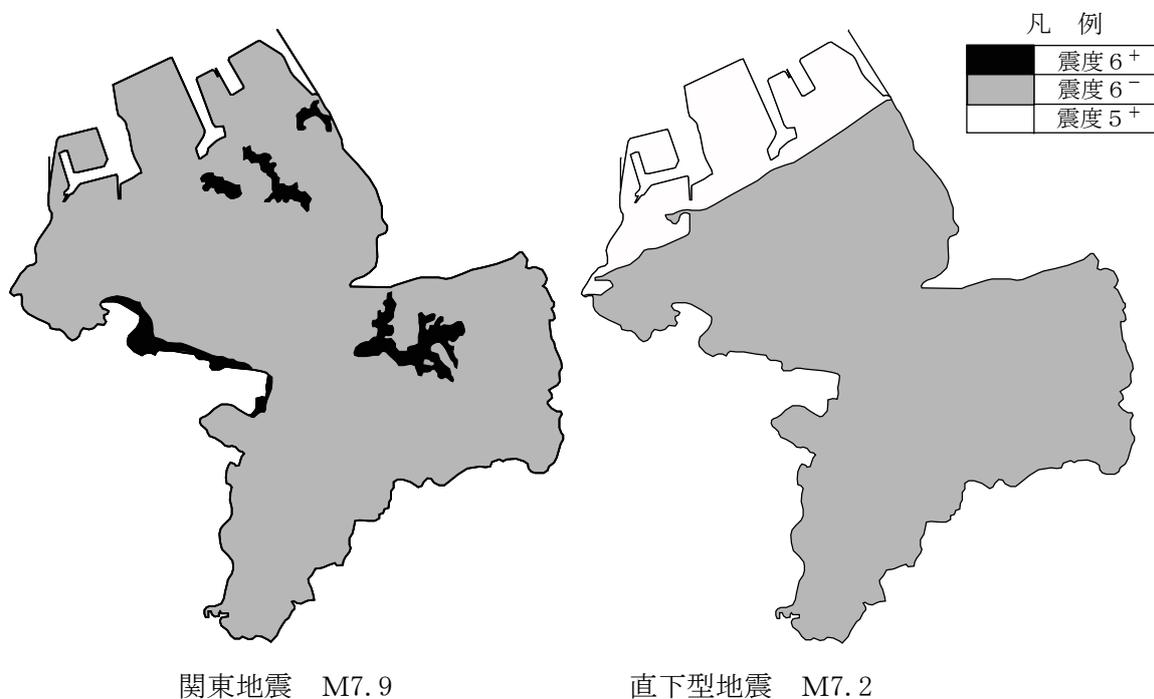
## 第2章 事態想定

### 1 想定する地震

袖ヶ浦市地域防災計画（平成25年3月改訂）（以下「地域防災計画」という。）と同様に、関東地震及び市直下を震源とする地震を想定地震とする。

なお、この想定地震による市域の震度は、震度6弱～6強である。

推定震度分布図



### 2 市域の被害想定

地域防災計画 地震・津波編と同様とする。

本計画では、この被害を受けて、袖ヶ浦市災害対策本部を設置し、全職員が参集する事態を想定する。

### 3 震度6強の被害イメージ

	被害イメージ
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物（概ね昭和 56 年以前）は、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。*1</li> <li>・耐震性が低い木造建物（概ね昭和 56 年以前）は、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。*1</li> </ul>
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立っていることができず、はわないと動くことができない。*1</li> <li>・揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることがある。*1</li> <li>・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。*1</li> </ul> <p>このことにより、負傷する恐れがある。</p>
上水道 電力 ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広い地域で、上水道、電力、ガスの供給が停止することがある。*1</li> <li>・防災拠点等の重要施設は、優先的に復旧することも考えられる。*2</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな地割れが生じることがある。また、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。*1</li> </ul> <p>→道路の通行支障により孤立地域が発生する恐れがある。</p>
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）*3</li> </ul> <p>→ 施設被害がない場合でも、一定期間は利用できなくなる。</p>
電話等通信 の障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。*1</li> </ul>
エレベーター の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。*1</li> </ul>

\*1：「気象庁震度階級関連解説表(平成 21 年 3 月 31 日改定)」を参考とした。

\*2：東京電力の防災業務計画では、配電設備の復旧にあたり「病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線」をその他の回線よりも優先的に復旧すると記載している。

\*3：「中央防災会議首都直下地震対策専門調査会報告」（平成17年7月）の想定結果を参考に整理した。

## 第3章 必要資源の現状・課題と対応

### 1 人員体制

#### (1) 現状・課題

##### ① 職員の参集・配置

市職員は、地域防災計画に定める配備基準に基づき、速やかにあらかじめ定められた場所に参集し、災害応急対策に従事することとしている。ただし、夜間や休日に発災した場合は、初動対応にあたる人的資源が限定され、かつ指揮命令者や業務に必要な有資格者、業務に精通する職員の参集の遅れや人員に偏りが生じることが懸念される。

また、従事する職員の安全対策や健康管理にも留意しなければならない。

##### ② 参集予測

##### 参集予測の考え方

勤務時間外に大規模地震が発生した場合に、職員が次の条件で自宅から勤務場所までの実際の道のりをもとにして参集時間を算出した。

- ・徒歩で参集することを想定し、時速3kmで所要時間を算出
- ・参集距離が20km以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集不可と想定（3日目から参集人数に計上）
- ・本人・家族の被災や救援・救助などにより、参集が困難な職員の割合を下表のとおり設定し、時間ごとの対象人数にこの条件を加える。

##### 参集が困難な職員の割合

経過時間	割合	算定の根拠
～3日	20% 発災直後の負傷 や混乱等	関東地震における市内木造住宅の大破率が17.8%である。よって、職員のうち約20%は自宅が大破し、本人及び家族が負傷する恐れがある。
1週間～	2% 本人の死亡・重 傷等	平成19年度千葉県地震被害想定調査報告書によると、袖ヶ浦市における死傷率は1.68%である。よって、職員のうち約2%は参集できない恐れがある。

##### 参集予測結果

経過時間	参集人数	参集率
1時間以内	96人	16%
3時間以内	273人	44%
6時間以内	418人	68%

1 2 時間以内	435 人	71%
2 4 時間以内	435 人	71%
2 日以内	435 人	71%
3 日以内	492 人	80%
1 週間以内	603 人	98%

【参考】阪神・淡路大震災における各自治体の参集状況の概要

自治体名	1 月 17 日 (18 時間後)	1 月 18 日 (42 時間後)	1 月 19 日 (66 時間後)	1 月 20 日 (90 時間後)	1 月 25 日 (210 時間後)
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

出典：「地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編」財団法人消防科学総合センター

(2) 対応

①職員参集・安否確認メールの活用

本市では、携帯電話等のメール機能を活用した職員参集・安否確認システムを運用している。このシステムにより、配信登録をしている職員に対する参集指示及び安否確認を行うこととする。

②有資格者等の確保

非常時優先業務には、資格や業務経験を必要とするものがあるため、平時から研修や訓練を通じた人材育成を実施する。

③職務権限の代理

指揮命令者が何らかの事由により参集できない場合は、袖ヶ浦市災害対策本部条例及び袖ヶ浦市事務決裁規程に基づいて対応する。

④職員の応援体制

勤務時間外に発災した場合には、職員の参集には時間を要する。一方では、特に応急業務は発災直後から多量の業務が発生する。さらに、職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員も必要となる。

職場によって特に職員が不足する場合には、以下によるものとする。

ア 非常時優先業務の実施に当たり、業務の絞り込みによって職場内での職員確保を図ってもなお職員の不足が生じるときは、当該職場の属する部内において職員の応援について調整する。

イ 部内における調整を行ってもなお職員の不足が生じ、災害対策本部協力部その他の部の応援を必要とするとき、業務の特殊性に応じて特定の職員（前任者、有資格者等）の応援を必要とするとき等は、当該部間で調整のうえ、災害対策本部長の決定により職員

を融通する。

ウ 発災後、各課等においては漏れなく業務の絞り込みを行い、非常時優先業務を執行するほか、応援を必要とする他の職場に協力することができるようにしておくものとする。

(発災時における各課の業務量には差異があり、平常時には重要業務を遂行している職場においても、発災時の初動対応に対しては比較的余裕がある場合も想定される。)

#### ⑤職員の安全確保（防災用具の配備）

勤務時間内に発災した場合、または余震のおそれがある場合に、庁舎等の建物の内外で職員が活動する際に負傷することを防ぐため、職員用にヘルメット、軍手等の防災用具の備蓄及び配備を行う。

#### ⑥健康管理

発災時には災害対応等に従事する職員の勤務時間が過度とならないよう、交替の職員を充てて休憩をとらせるなど、態勢に配慮するものとする。

また、災害時は夜間にわたり従事せざるをえない業務があるほか、勤務時間中に発災した場合は、交通機関の不通等によって帰宅が困難となる職員が発生することが想定される。このため、業務の継続及び健康管理の面から、災害対策本部は、発災後早い段階で職員用の睡眠場所の確保を図るものとする。

## 2 庁舎

### (1) 現状・課題

過去の大震災では、被災地の市庁舎が崩壊し、庁舎への立ち入りが不可能となった事例がある。

阪神・淡路大震災における神戸市役所の庁舎被害

(出典：「阪神・淡路大震災調査報告（鉄筋コンクリート造建築物）」(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会(日本建築学会、地盤工学会、土木学会等)、平成7年))



本市において災害対策本部を設置する本庁舎新館については、昭和55年に竣工したものであり、平成19年に実施した耐震診断の結果、**Is** 値は **0.48** である。

また、本庁舎旧館については、昭和45年に竣工したものであり、平成7年に実施した耐震診断の結果、 $I_s$  値は **0.46** である。

よって、本庁舎は耐震性が低いことから、発災時に災害対策本部を置き、防災拠点施設としての機能を担うためには、耐震補強を行う必要がある。

#### $I_s$ 値と被害の目安

$I_s \geq 0.6$	震度6強に対し小破程度（コンクリートの剥離わずか）に留まる可能性が高い。
$0.6 > I_s \geq 0.3$	中破程度（コンクリートの剥離が激しく、鉄筋がかなり露出）の被害が生じる可能性が高い。
$I_s < 0.3$	大破（鉄筋が曲がり、鉄筋内部のコンクリートも破壊）・倒壊に至る可能性がある。

#### (2) 対応

本庁舎については、平成24年度に策定した袖ヶ浦市庁舎整備基本計画書に基づき、耐震化改修等を実施し、防災拠点施設としての機能向上に向けた取り組みを推進する。

### 3 キャビネット・事務機器

#### (1) 現状・課題

大型事務機器の耐震対策は比較的進んでいるが、キャビネット、パソコン及びプリンタ一等の対策はなされていないことが多い。

事務室のキャビネットや事務機器等が散乱すると、負傷者が発生する可能性があるほか、事務スペースの確保のためにかなりの時間を要してしまう。

また、事務機器の転倒、落下、損壊によって業務継続に影響することが想定される。



阪神・淡路大震災における神戸市役所の執務室の状況  
出典：神戸市ホームページ（神戸 災害と戦災 資料館）

#### (2) 対応

発災時における負傷者発生の防止及び速やかな業務再開の観点から、キャビネット及び事務機器の設置状況を確認し、転倒防止対策を進める。

また、各課等においては平時から物品の整理等を行い、事務室の環境整備に努める。

## 4 電力

### (1) 現状・課題

非常時優先業務を行うにあたり、通信設備、事務機器、夜間照明などの稼動に電力が不可欠である。

袖ヶ浦市役所本庁舎の最大電力需要は、一日あたり、最低は200kW程度（5月）、最高は530kW程度（8月・9月）である。

本庁舎には2台の非常用発電装置を配備しており、その内訳は次のとおりである。

なお、非常用発電装置の燃料である軽油は、燃料タンク内にあるもののみであり、新たに燃料の供給を受けない限りは、非常用発電装置からの電力の供給も途絶することとなる。

よって、燃料は必要に応じて「災害時における燃料等の供給に関する協定」締結先である千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部から調達する。

#### 非常用発電装置

設置場所	種類	発電能力	燃料	燃料備蓄量	停電時稼働時間	用途
本庁舎地下1階	非常用水冷ディーゼル発電機	80kW	軽油	490ℓ	12時間	
本庁舎南側屋外	非常用水冷ディーゼル発電機	200kW	軽油	150ℓ	2時間	CVCF

本庁舎の非常用発電機



### (2) 対応

非常用発電装置の発電能力が限られていることから、停電後から停電の解消又は非常用発電装置の燃料の安定的な確保までの間、電力を必要とする機器は必要最低限のものを除き停止するものとする。

さらに、「災害時における燃料等の供給に関する協定」締結先に対して協力要請ができる連絡体制を常に整備しておくとともに、中長期的には非常用発電装置の更新時等に燃料タンクの増設や非常用発電機の容量アップを併せて検討する。

## 5 飲料水・食糧

### (1) 現状・課題

災害時において、職員は長期間にわたり非常時優先業務に従事する必要がある。しかし、職員が非常時優先業務を行う際に必要とする飲料水及び食糧は、職員自身による調達には困難であると見込まれる。

市では災害時に応急的に市民に提供する飲料水及び食糧の確保のため、震災対策備蓄倉庫及び避難場所に設置した簡易備蓄倉庫にペットボトル入り保存水、サバイバルフーズ及びアルファ米を分散備蓄しているほか、水道局の給水車で応急給水活動を行う体制が整っている。しかし、現状では非常時優先業務に従事する職員用としての飲料水及び食糧の備蓄は行っていない。

職員用の飲料水としては、上水道の断水時又は停電時にあっても、庁舎等の上水受水槽の貯水を飲料水として用いることができる。ただし、庁舎等の受水槽の容量及び平時の1日当たりの上水使用量（トイレ等の使用を含む。）は次のとおりであり、断水時に平時どおりの使用を続けた場合は早期に貯水を使い切ることが想定される。

なお、本庁舎内に自動販売機を設置している事業者とは、災害時に自動販売機内飲料水等の無償供出の契約を締結している。

#### 上水受水槽等

施設	受水槽種別	受水槽容量 (a)	平時一日あたり使用量 (b)	使用可能日数 (a/b)
本庁舎	受水槽	45 m <sup>3</sup>	16.7 m <sup>3</sup>	2.8 日
	高置水槽	1.6 m <sup>3</sup>		

※上水道の断水が解消されたとしても、停電時には受水槽から高置水槽へ揚水するポンプを稼働させなければ、庁舎内の水道、トイレは使用できない。

### (2) 対応

現実的な措置として、職員個人が事務室やロッカー等に3日分の飲料水及び食糧をあらかじめ備蓄しておくよう努める。ただし、これらの備蓄品でも対応が困難な場合は、応急給水や協定先からの供給等により補うこととする。

## 6 トイレ・手洗い

### (1) 現状・課題

上水道の断水時又は停電時には、庁舎内のトイレ及び手洗いは、受水槽の貯水を利用す

るほかは原則として使用できない。また、下水道に流下機能の障害又は庁舎等の排水設備に支障がある場合は、上水道が使用できる場合でもトイレ等の使用は控えなければならない。

なお、通常のトイレが使用できない場合を想定した、職員用簡易トイレやトイレパック等の備蓄は行っていない。

## (2) 対応

上水道の断水又は下水道の流下機能の障害が発生した場合に備え、職員用の簡易トイレ及びトイレパック備蓄を進める。なお、簡易トイレの備蓄数算定にあたっては、阪神・淡路大震災における仮設トイレの状況を参考とする。

また、防疫と健康維持のため、水を用いない手洗い手段の確保を進める。

マンホール対応簡易トイレ



### 【参考】阪神・淡路大震災における仮設トイレ状況

神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初は避難者 150 人に 1 基、次いで 100 人に 1 基を目標にした。100 人に 1 基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減り、75 人に 1 基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。

出典：阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府）

## 7 消耗品等

### (1) 現状・課題

非常時優先業務を行うために必要となる用紙、プリンタ及びコピー機のトナー等の消耗品は、日常的なストックはされているものの、災害時用として備蓄は行っていない。

### (2) 対応

消耗品は、用紙及びトナーを中心に、災害の発生に備え平時使用量の 1 ヶ月分以上を在庫として確保するよう、その保管場所の確保とともに検討する。

## 8 通信設備 (固定電話・携帯電話・防災行政無線(移動系)・衛星携帯電話・専用回線)

### (1) 現状・課題

本市の情報伝達体制は、固定電話や携帯電話(災害時優先電話を含む)、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話、専用回線等を通信手段として活用することとしている。

しかし、災害時優先電話、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話は、回線数が限られているほか、通信設備の損壊等によってこれらの通信手段が使用できなくなることも考えられる。



衛星携帯電話



防災行政無線(移動系)

### (2) 対応

災害発生時には、固定電話や携帯電話は輻輳する可能性が高く、災害時優先電話、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話の重要性が高まる。各部局等では、平時から通信設備の設置場所や台数等を把握しておき、状況に応じて最も適切な連絡手段を選択できるように対応する。そのほか、グループウェアや災害時でも比較的回線が確保しやすい携帯電話のEメール等の手段を用いて連絡手段の確保に努める。

## 9 通信設備 (防災行政無線(固定系))

### (1) 現状・課題

防災行政無線(固定系)の子局は、市内に136基が設置されている。子局は、停電時に

においても非常用電源（バッテリー）によって3日程度は稼動が可能である。親局は非常用電源（バッテリー）によって24時間程度は稼動が可能であり、庁舎の非常用発電装置からの給電が可能である。

防災行政無線（固定系）は回線輻輳の影響を受けないため、情報の一斉伝達手段として非常に有効である。



防災行政無線（固定系）操作卓

## （2）対応

防災行政無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟に引き続き努める。

## 10 情報システム

### （1）現状・課題

本庁舎4階にある基幹システムサーバールームにおいては、サーバの転倒防止や災害発生に備えてデータのバックアップを行っているほか、非常用発電装置（CVCF）から独自電源を確保しているため、基幹システムが長時間停止する可能性は低いと考えられる。

なお、不具合が発生した場合は、速やかに受託業者と連絡をとり、システムの復旧作業を行う。ただし、休日・夜間に発災した場合は、開庁時間中と比較し復旧作業に時間を要することが考えられる。

また、基幹システム以外の各課等が所管するシステムについては、電源確保や不具合発生時の復旧完了まで、一定期間利用できないことが考えられる。

### （2）対応

各課等は、システムが利用できないことに備え、手作業等による代替方法を検討する。

システムの所管課は、非常時優先業務を行うにあたり必要な書類やデータのバックアップ及び定期的な更新等を行うほか、サーバが損傷したことを想定し、バックアップデータによる早期復旧方法を検討する。また、データを紙媒体で保管することや電子媒体を同時

被災しない場所に保管することを検討する。

システムの所管課は、システム保守契約にあたり、災害時の早期復旧体制確立のため、システムエンジニアの早期参集を契約に盛り込むことを検討する。

## 1.1 エレベータ

### (1) 現状・課題

庁舎にあるエレベータにおいては、一時的な閉じ込め等が発生する恐れがある。

庁舎に設置されているエレベータは、原則として保守業者による点検を行い、庁舎管理者の許可があるまでは使用することはできない。また、エレベータの閉じ込め事故が発生する可能性もあるため、仮に電気が復旧したとしても、使用できるまでには時間を要する可能性がある。

### (2) 対応

余震や停電の恐れがある状況でエレベータを使用することは、安全面を考える上で適切でないため、階段での移動を原則とする。よって、業務効率や市民サービスを考慮すると、臨時窓口は地上階近くに設置することが望ましい。また、臨時窓口設置場所等の変更についても状況に応じて柔軟に対応する。

## 1.2 公用車両

### (1) 現状・課題

燃料の給油は車両所管課の責任において実施しているところであるが、発災時に燃料の残量が少ない場合も想定される。

なお、通常は満タンで 400 k m 程度の走行が可能である。

参考（施設間の道路経路距離）

袖ヶ浦市役所～平川行政センター間（広域農道経由）	10.2 k m
袖ヶ浦市役所～長浦行政センター間（昭和通り～平成通り経由）	6.0 k m
袖ヶ浦市役所～消防本部間（昭和通り経由）	1.8 k m
平川行政センター～長浦行政センター間（のぞみ野通り～広域農業経由）	9.5 k m

また、冬季は一部車両でスタッドレスタイヤを装着しているが、その他はタイヤチェーンを携行している状況である。

### (2) 対応

帰庁時における車両の燃料は、常に燃料計で半分以上を満たすよう努める。

なお、閉庁日の前日には給油を行い、燃料を満たしておくよう努めるものとする。

また、積雪時や路面凍結時の発災に備え、スタッドレスタイヤ装着車両の増車を検討するとともに、タイヤチェーンの着脱方法を確認しておくこと。

## 第4章 業務の絞り込み

### 1 業務の絞り込みの方針

通常業務の休止又は縮小及び非常時優先業務の実施（以下「業務の絞り込み」という。）にあたっては、次の点を基本的な方針とする。

- ① 発災時をもって、すべての通常業務はいったん中断することとなるものとし、業務の優先度に応じて再開するものとする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な職員等の資源を確保するため、通常業務については積極的に休止又は縮小するものとする。特に、発災からおおむね72時間までは、人命に係る応急対策活動に重点を置くこととなるため、この間の通常業務は極力休止する。
- ③ 休止又は縮小は、平時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。したがって、平時には重要といえる啓発事業等も、市民の生活の維持等に係る重要度が低いものにあつては休止又は縮小する。
- ④ 休止又は縮小することによって、法令上の義務違反となる業務については、市民の生活の維持等に係る重要度にかかわらず早期に再開せざるを得ないものとする。
- ⑤ 市の公共施設は、避難所として使用する等の非常時優先業務の実施に必要な場合のほかは、一般の利用を原則として休止する。
- ⑥ イベント、集会等（実施のための準備等を含む。）は、止むを得ない事由がある場合を除き休止する。

### 2 柔軟な運用

発災の規模、態様、社会への影響等は多様であることから、その全てに、本計画の業務の絞り込みをそのまま適用することによって、社会的・経済的混乱を招くほか、市民生活にも多大な影響を及ぼすことが想定される場合には、災害対策本部等において、その規模、態様、社会への影響等を総合的に判断し、柔軟に運用するものとする。

## 第5章 本市における非常時優先業務

### 1 定義

本市における非常時優先業務とは、発災から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「応急対策業務」、「優先度の高い通常業務」の総称をいう。

### 2 選定方法

本計画の基本的事項（第1章）に基づき、次の方法によって非常時優先業務の選定を行った。

#### （1）非常時優先業務（災害応急対策業務）

地域防災計画に規定する事務分掌に基づく、全ての応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務を非常時優先業務として位置付けた。

#### （2）非常時優先業務（通常業務）

通常業務について、1ヶ月間業務を休止することに伴う市民生活への影響を考慮し、休止、または実施の判断を行った。

このうち、休止に伴う影響が大きく、1ヶ月内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付けた。

### 3 選定結果

前記の方法によって選定した非常時優先業務は、別表のとおりである。

## 別表 非常時優先業務一覧

この一覧は、地域防災計画に基づく班ごとに災害応急対策業務及び同班に属する各課等の通常業務について記載するものである。

各課等の業務のうち、災害応急対策業務に記載しているものについては、通常業務には記載していない。